主 文 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 理 由

上告代理人は原判決を破棄し更に相当の裁判を求める旨申立て別紙上告理由書に基いて上告理由を主張した。

よつてその当否について考えるに

只これらの物件が相続開始当時存在し戸主の所有に属する場合には家督相続人をして必ず之を保有せしめ祭祀を存続せしめんとするのであつて戸主が既に生前他人に処分した後に於ては相続人は如何ともなし難いのである。即ち戸主がこれらの物を生前処分することは法の許容するところと解せられるのであつて、これを以て直ちにわが国の善良の風俗に反すると解すべきではないから民法第九十条によつて無効と解することも出来ない。

従つて原判決が本件仏壇の生前贈与を無効にあらずと判断した事は相当であつて 論旨は理由がない。

上告理由第二点について。

本件贈与が旧民法第九百八十七条によつて禁止されないことと公序良俗に反するかどうかは別の観念であること所論の通りであり、原判決の措辞稍不明確ではあるが結局原判旨は本件仏壇の贈与は旧民法の右法条によつて禁止されないから従つて善長の風俗にも反しないと判示して居ると解せられるので結局第一点説示と同様の趣旨を以て公序良俗に反しないと判断しているのであつて論旨は理由がない。

のつて民事訴訟法第四百一条第九十五条第八十九条を適用し主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 土田吾郎 裁判官 宮田信夫 裁判官 池田章)